

平成30年9月28日

各居宅介護支援事業所管理者様

加古川市福祉部
介護保険課長

生活援助中心型訪問介護の利用に係る居宅サービス計画届出要領の制定について（通知）

みだしのことにつきまして、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「運営基準」という。）第13条第18号の2に基づく届出要領を別添のとおり定めましたのでお知らせします。

つきましては、その内容を下記のとおりまとめましたので、引き続き居宅介護支援事業の適切な運営にご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 届出要領の内容

(1) 届出対象

居宅サービス計画原案に「生活援助中心型の訪問介護（※）」を次の基準回数以上位置づけ、利用者の同意を得て交付した居宅サービス計画

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

※訪問介護のうち、いわゆるサービス内容略称が「生活援助」から始まるもののみとし、身体介護中心型の訪問介護に引き続いて行う生活援助は含まない。

(2) 届出書類

- ア アセスメント表（課題分析）
- イ 居宅サービス計画書（1）・（2）及び週間サービス計画表
- ウ サービス利用表・別表（当該居宅サービス計画に基づくサービス開始月分）
- エ 居宅介護支援経過（届出を行う月の直近3箇月分）
- オ サービス担当者会議録（届出を行う月の直近3箇月分）

(3) 届出期限

居宅サービス計画の作成又は変更を行った月の翌月の末日
（末日が閉庁日の場合は翌開庁日）

(4) 届出先

加古川市福祉部介護保険課給付係

(5) 届出後の流れ

- ア 保険者による内容点検
- イ 地域ケア会議における検討（アで多職種専門家による精査が必要と判断した場合）
（当該介護支援専門員には改めて地域ケア会議への出席依頼を行います。）
- ウ 検討結果の通知（イで居宅サービス計画は是正の意見がある場合のみ）
- エ 結果通知（是正の意見）への対応状況報告

(6) 備考

ア 本要領に従って既に届出を行った被保険者について、更新認定時の再作成や計画変更の結果、なお届出基準に該当する場合には、改めて届出が必要です。

イ 上記「届出後の流れ」エの報告は、是正の意見を踏まえた検討結果として計画変更の有無に関わらず報告を要します。

ウ 加古川市以外の被保険者については当該保険者の届出要領に従ってください。

2 施行期日

平成 30 年 10 月 1 日

3 届出要領にかかる Q & A

問 1 既に一度届出対象として居宅サービス計画を提出し、特に是正の意見がなかったものについて、更新認定により再作成を行ったが、再度届出は必要か。

(答) 計画の作成又は変更のつど、届出が必要です。

問 2 計画の変更（軽微なものを除く）とは。

(答) 利用者等の必要性に基づき、運営基準第 13 条第 3 号から第 12 号までの一連の業務を経て行った計画の変更をいいます。これに対して、サービス提供日時の変更など同条第 3 号から第 12 号までの一連の業務を行う必要性が無いと判断したものは「軽微な変更」に当たります。

問 3 是正の意見には必ず従う必要があるのか。

(答) 地域ケア会議における検討により出された是正の意見は、運営基準第 13 条第 13 号に規定するモニタリングにより得られた利用者の解決すべき課題の変化と併せて計画の変更を行うための重要な要素となります。

必ず是正の意見に従う必要はありませんが、意見を踏まえて計画変更の必要が無い十分な検討を行ってください。

◆参考◆ 運営基準第 13 条（第 3 ～13 号のみ抜粋）

- 三 継続的・計画的なサービス等の利用
- 四 総合的な居宅サービス計画の作成（給付対象外サービスの利用）
- 五 利用者自身によるサービスの選択
- 六 課題分析の実施
- 七 課題分析における留意点
- 八 居宅サービス計画原案の作成
- 九 サービス担当者会議等による専門的意見の聴取
- 十 居宅サービス計画の説明及び同意
- 十一 居宅サービス計画の交付
- 十二 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼
- 十三 居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等